様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年11月 6日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）おーてぃーねっとかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ＯＴＮｅｔ株式会社  （ふりがな）まるごめ　いくお  （法人の場合）代表者の氏名 丸米　郁男  住所　〒900-0032  沖縄県 那覇市 松山１丁目２番１号  法人番号　6360001000486  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社ホームページ（DXへの取り組み） | | 公表日 | ①　2025年 5月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社オフィシャルホームページに掲載  　https://www.otnet.co.jp/company/dx/  　＜記載箇所＞　中期経営計画2025-2027 | | 記載内容抜粋 | ①　中期経営計画2025-2027  当社は、2030年に目指す方向性としてOTNetVISION2030をキーワードに「新たな価値でこの島を豊かにする　おきなわをつなぐ。OTNet」を示し、実現するため『中期経営計画2025-2027』を作成し、全社的な取組みを開始しています。  『中期経営計画2025-2027』においては、成長戦略を下支えする経営基盤強化を掲げ、「ブランディング」「人材」「働く環境」「アセット」の側面から、より強力にDXを推進し、業務品質・サービス品質を向上させ、新の「お客様ファースト」へつなげる取組みにより、持続的成長と新たな価値を創出し、おきなわを豊かにすることを目指してまいります。  掲げた目標を達成するために、以下についてDX戦略の主要施策テーマとして取り組んでいきます。  ①顧客ロイヤリティ向上(ブランディング・アセット)　・　②DX人材育成(人材)　・　③データとAIの利活用(働く環境) | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会で承認された内容が記載されており、ホームページ上でステークホルダーに向け公開しているものです。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社ホームページ（DXへの取り組み） | | 公表日 | ①　2025年 5月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社オフィシャルホームページに掲載  　https://www.otnet.co.jp/company/dx/  　＜記載箇所＞　①　3.DX戦略の推進　／　②　■顧客ロイヤルティ向上 | | 記載内容抜粋 | ①　(DX戦略1)  顧客ロイヤルティ向上(ブランディング・アセット)  保有する光ケーブルや通信機器などの重要設備に対し、デジタル技術を駆使した保守・運用の更なる強化と品質向上。  (DX戦略2)  DX人材育成(人材)  ３つの柱による実践型育成カリキュラムを通じた次世代DX人材の創出  (DX戦略3)  データとAIの利活用(働く環境)  データ連携の強化や高度で効率的なデータ分析とAIの活用により、更なる業務効率化  ②　顧客ロイヤルティ向上(ブランディング・アセット)  ✓地理情報プラットフォーム  インターネット上の地図情報に気象情報や渋滞情報、自社設備(電柱・光ファイバ網・基地局)などを多重にマッピングし可視化。保守点検や障害対応など、現場対応の効率化による高度な運用管理を推進。  ✓予兆保全の高度化  通信回線における品質劣化の兆候をデジタル技術により検知し、障害を未然に防止する。具体的には光受信レベル情報を自動取得し、変動値を可視化し、一定値以上の変動でアラート化。回線断の発生前に予防修繕を実現。  ✓回線点検の精度向上  電柱の吊り線腐食点検など、作業員の知識や経験による個人差があった点検を、超解像度撮影とＡＩ判定により、精度の大幅な向上と作業員のスキルフリー、作業省力化を目指す。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会で承認された内容が記載されており、ホームページ上でステークホルダーに向け公開しているものです。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ（DXへの取り組み）  　＜記載箇所＞　①　■DX人材育成　／　②　5. DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | ①　3つの柱による実践型育成カリキュラムを通じた次世代DX人材の創出  全社的なDX人材育成の一環として、基礎から応用まで段階的なDX研修プログラムにより、将来を担うプロ人材を育てる取り組みを行います。  教育形式は eラーニング(インプットの場)に加え、ワークショップ(アウトプットの場)を設け、DXマインドやリテラシーの向上と定着化を図り、加えてロジカルシンキングやプレゼンテーションといったビジネススキルを身に付けることで、DX視点の発想が豊かな人材を育成します。  ・DX人材育成プログラムの全体像  3つの柱による実践型育成カリキュラムを通じた次世代DX人材の創出　DXコア人財のスキル向上・拡大へ  研修プログラム　基礎～専門スキル  人財アセスメント　スキルの把握  自律的学習者　免許取得支援  ②　5.DX推進体制  ■社内執行体制について  当社は、営業本部内に営業企画・地域DX推進グループを配置し、顧客視点のDXを推進します。  代表取締役は統括責任者とDXに関する実務の執行を総括します。  ■社内DX推進体制について  ・DXの全社推進及び人材育成並びにデジタル化によるビジネスの多様化へ対応することを目的にDX推進戦略規程を制定するとともに、当社のDX推進戦略を確実に実行するためDX 推進体制を整備。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ（DXへの取り組み）  　＜記載箇所＞　■データとAIの利活用 | | 記載内容抜粋 | ①　■データとAIの利活用(働く環境)  ✓データドリブン  全社データの一元管理を可能とする新たな基幹システムを構築し、リアルタイムな情報分析と意思決定を実現。データドリブンな経営基盤を確立し、企業力・お客様信頼の向上につなげる。  ✓生成AI  DX戦略の中核として生成AIを全社的に導入し、各部門での業務自動化と高度な意思決定支援を実現。社内データとの連携により、継続的な業務改革と付加価値創出を推進。  ✓ゼロトラスト環境  DX推進に伴うセキュリティ強化策として、ゼロトラスト環境とセキュアPCを全社員へに展開。場所を問わない安全な業務環境を実現し、データとAIの利活用を支える堅牢な基盤を構築。  ✓AIチャットボット  総務人事や経理などコーポレート部門の社員への問い合わせに対し、FAQデータとAIを活用したチャットボットによる自動化を実現することで業務効率化を図る。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社ホームページ（DXへの取り組み） | | 公表日 | ①　2025年 5月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社オフィシャルホームページに掲載  　https://www.otnet.co.jp/company/dx/  　＜記載箇所＞　DX戦略におけるKPI | | 記載内容抜粋 | ①　顧客ロイヤルティ向上  24時間365日、お客さまの安心・信頼と品質の高い通信サービスにより選ばれる企業へ  ・顧客満足度の向上　・工期短縮　・保守品質　・回線稼働率　・設備稼働率　・サービスエリア拡大(カバー率)  DX人材育成  実践型育成カリキュラムを通じた次世代DX人材を創出し、イノベーションを促進します。  ・DX研修受講数、完了率　・１人あたりのDX研修時間(年間)　・コア人材比率　・DXスキルアセスメント　・資格取得率  データとAIの利活用  データドリブンやAI技術を駆使した業務の変革により、業務やサービスの品質向上を図ります。  ・業務時間短縮　　・作業精度向上　　・工数削減　　・コスト削減　・安全性向上　・DXツール活用率 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 5月12日 | | 発信方法 | ①　当社ホームページ（DXへの取り組み）  　当社オフィシャルホームページに掲載  　https://www.otnet.co.jp/company/dx/  　＜記載箇所・ページ＞　トップメッセージ | | 発信内容 | ①　2018年より働き方改革を目的にOTNet DX推進プロジェクトを立ち上げ、社内業務の出路たるかに取り組み、社内全体でRPAの導入及びペーパーレスやリモートワークの推進、その他デジタルツールを活用しての業務効率化を推進してきました。そして、デジタル戦略及びデジタルガバメンス・コードの策定に着手し、DXを中心に進めている働き方改革は着実に進んでおります。  当社は今後も、自社はもとより地域のＤＸを推進することで、持続可能な地域社会の実現に貢献できる企業を目指してまいります。  代表取締役社長　丸米　郁男 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年 12月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が定める情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証（ISO/IEC 27001:2013 / JIS Q 27001:2014）を2018年1月に取得。認証取得後、外部審査機関による3年毎の再認証審査及び１年毎の継続審査による確認、更には社内活動として自律的な内部監査を毎年行うことで継続性のある是正活動を進めています。  --------------------------------------------------  ・最新更新日：2024年11月26日  ・有効期限　：2027年11月25日  　認証機関BSIグループジャパン(株)によるISMS認証取得  ホームページ内「会社情報>公開情報>ISMS認証取得」  https://www.otnet.co.jp/company/publicinfo/isms/  【実施内容】  ① 組織概要の確認  ② 変化の有無の確認（人の異動、組織、システム等）  ③ 各部門の情報セキュリティ方針の確認  ④ 保有してい情報資産の確認  ⑤ 教育の実施内容の確認  ⑥ 情報の入手の確認（入手元、種類、移送手段、保管場所等）  ⑦ 情報の外部への提供の確認（内容、方法、管理方法、廃棄、監査等）  ⑧ 持出機器の確認（PC、タブレット等）  ⑨ 内部監査の実施状況の確認  ⑩ 情報セキュリティ事故発生の有無の確認  ⑪ テレワーク運用状況の確認 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。